

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「付で」 の 空 白 欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書 交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入す る。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当 該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。